

令和元年度第2回大阪府公衆浴場入浴料金審議会議事録

と き 令和元年9月10日(火曜日)
10時00分から12時00分
ところ プリムローズ大阪3階「高砂西の間」

事務局 本日は、皆様大変お忙しい中、令和元年度第2回大阪府公衆浴場入浴料金審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず初めに、環境衛生課長 木村からご挨拶申し上げます。

木村課長 おはようございます。環境衛生課長の木村でございます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、大阪府公衆浴場入浴料金審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、日ごろから本府生活衛生行政の推進に格別のご理解とご協力をいただいておりますことに、重ねてお礼を申し上げます。

さて、皆様ご承知のように、今回の審議会は、一般公衆浴場において入浴者減少等に伴い厳しい経営状況が続いている中、10月からは消費税率の引き上げが予定されており、現行料金のままでは、更なる経営状況の悪化も懸念されることから、開催をさせていただいたところです。

7月16日に開催させていただきました第1回審議会では、現行入浴料金の440円に、消費税増税に伴う10円の値上げの妥当性をご審議いただくこととなりました。

また、56件の標準公衆浴場を選定し、会計資料等の確認を行う経営状況調査を実施することとなりました。

このことを受けまして、8月16日に開催しました小委員会におきましては、それら調査結果を報告し、学識経験者の委員の皆様からご意見を賜ったところでございます。

本日は、まず、小委員会でのご意見を踏まえて作成しました料金改定の検討資料につきましてご説明をさせていただきます。

その後、第1回審議会でもいただきましたご意見を集約した答申案につきましてご審議をお願いしたいと考えております。

限られた時間ではございますが、委員の皆様にはご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

事務局 ありがとうございます。

早速ですが、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

令和元年度第2回大阪府公衆浴場入浴料金審議会の次第及び資料の2部がお手元にございますことをご確認ください。

それでは、只今から第2回大阪府公衆浴場入浴料金審議会を開会させていただきます。

開会に当たりまして、本日まで出席の委員紹介をさせていただきます。

次第の2枚目にございます、名簿の上から順に紹介いたします。

<委員を名簿順に紹介>

本日は、委員総数**14**名のところ、松井委員、阪南市長の水野委員、島本町長の山田委員がご欠席であり、ご出席は**11**名であり、委員の2分の1以上がご出席ですので、審議会規則第4条第3項により、本審議会は、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

それではこれからの進行につきましては、高尾会長にお願い致します。高尾会長よろしく申し上げます。

高尾会長

それでは、議事に入ります。

今回の審議会については、入浴料金の改定については、消費税増税分である10円の値上げの妥当性という、限定した審議です。

選定した56施設の標準浴場について会計資料等の確認を行うため、経営状況調査の結果を報告頂けますか。

事務局

お手元の令和元年度第2回大阪府公衆浴場入浴料金審議会資料に沿って説明をさせていただきます。

資料1ページ目をご覧ください。

平成**29**年に大阪府が実施した基礎調査をもとに、1日の大人の入浴者数を**50**人ごとの階層・燃料別に区分しております。

第1回審議会において、標準浴場の選定について、これらの利用者数の階層を定めず、実態の分布に即して選定することが決定されました。

また、選定数については、対象浴場数が減少していることから、標準浴場の選定数を**70**施設から、対象浴場（基礎調査施設数**278**施設）の**20%**である**56**施設、個人経営と法人経営についての割合も実態に即して、個人経営**217**施設の**20%**で**44**施設、法人経営**61**施設の**20%**で**12**施設とすることが決定されました。

右側の選定施設数が、今回実施した標準浴場**56**施設を選定した結果です。

個人経営で**44**施設、法人経営で**12**施設となっています。

選定した階層別の施設数は、基礎調査での階層の施設数の割合とほぼ

同じ割合で選定されています。

2 ページ目をご覧ください。

今回、平成 29 年の基礎調査から、選定しました 56 施設に対し、会計資料として、個人経営から確定申告時の青色申告書、法人経営から決算書等を提出していただき、改めて「公衆浴場経営状況」を確認いたしました。

その結果、年間の入浴料金による収入、営業外収入、また営業費用としては、人件費、水道料金、燃料費、電気料、借地借家料、消耗品費、保険料、旅費通信費等 14 項目について調査いたしました。

その結果、基礎調査と大きな差異がないことを確認し、小委員会において報告しました。

小委員会において、今回の審議会は、消費税増税分である 10 円の値上げの妥当性という、限定した審議であることから、第 1 回審議会と同様の算出を標準公衆浴場とした 56 施設に対して行い、第 2 回審議会における入浴料金への消費税増税の妥当性の審議する資料とすることとの意見を頂きました。

選定した 56 施設の個人と法人経営の総収支の実績を階層別での表となっています。

階層が大きくなるほど収益合計が増え、営業費用合計もほぼ大きい傾向になっています。

続いて 3 ページ目をご覧ください。

56 施設の年間入浴料金収入を、年間営業日数 312 日と現行の大人の 1 日入浴料金 440 円で割り、1 日の大人に換算しました入浴者数が計算され、年間入浴料金収入 15,795,698 円を 312 日と現行の大人の 1 日入浴料金 440 円で割りますと 115 人となりました。

1 年間の営業費用を年間営業日数 312 日と、先ほど計算しました入浴者数で割りますと 1 日の大人 1 人当たりにかかる営業費用が計算されます。

この計算方法により、今回選定しました標準浴場 56 施設の平成 29 年実績をもとに計算した結果、大人 1 人あたりの営業費用で 15,638,770 円という結果でございました。

(A) 列をご覧ください。

平成 29 年の実績で、大人 1 人あたりの営業費用を計算しましたところ、表の下から 2 行目に示していますとおり 435.9 円となりました。

続いて (B) 列をご覧ください。

(A) の営業費用の消費税に係る項目 (*) がついている項目で

すが、8%から10%に換算しましたところ、大人1人あたりの営業費用は、**443.8**円となりました。

続いて(C)列ですが、(A)の値は平成29年実績ですので、燃料費等は平成29年当時の燃料代であり、現在の燃料費、電気料金、人件費の増加率を含めて計算したところ**447.2**円になりました。

(D)列は、(C)を消費税率8%から10%に換算したところ、現行入浴料金、**440**円を**15.3**円上回る、**455.3**円という結果になりました。

高尾会長

選定した標準浴場56施設においても、平成29年実績から燃料費、電気料金などを現在の増加率を含め計算し、消費税率を10%とした場合には、前回の審議会資料と同様に**450**円を上回っており、**10**円の値上げには根拠があり、妥当であることが資料から確認できたと思いますが、みなさん如何でしょうか。

松永委員

妥当といたしますか、赤字になるということですよ。

前回の資料でもそうですが、年間収入でも**200**万円です。

200万円というと、生活保護の対象となる。

今の若者の格差が広がって、生活に困窮しているという状況がある中、浴場の経営が立ち行かないのではないか、という状況が見て取れることを考えると、これはやはり公衆衛生的な必要性からみて、しっかり考えていかなければならないと痛感します。

450円の消費税分のみ限定して審議会をしています。これは経営者にとっては必要な値上げで、それだけでは経営が維持されるのは厳しいということが言えると。そうすると、利用者の方たちにしてみれば、公衆浴場が減るということです。それを危惧すると、どこかの時点で、もう少し公衆浴場を利用しやすくして、経営を安定させていくことを考える、ということ我希望します。

高尾会長

何度も申し上げておりますが、今回は消費増税分の値上げの妥当性に限定した議論をお願いしているということで、特に異論はございませんか。

<意見なし>

皆さんの意見が一致したと理解しました。

小委員会委員及び本審議会委員の意見を集約した答申案を、私と事務

局とで協議・検討してきましたので、配布していただけますか。

事務局 <答申案 配布完了>

高尾会長 事務局より、読み上げをお願いします。

事務局 <答申案 読み上げ>

経営実態を把握するための「公衆浴場基礎調査」によると平成**26**年**4**月の料金改定以来、利用者人数は伸びない中、重油、ガスをはじめとする燃料費の上昇傾向がみられ、今後も営業費用の増嵩が予想される。

加えて、本来**10**月からは消費税率が**10%**に引上げられることから、現行料金のままでは、公衆浴場経営の維持はさらに厳しくなるものと考えられる。

一方、公衆浴場経営者は、子ども料金を無料にした「親子ふれあいデイ」など、利用者の確保に向けた種々の取組みを進めているが、利用者数の増加にはつながっておらず、公衆浴場の廃業に歯止めがかかっていない。

これらの状況を踏まえ、本審議会としては、標準浴場の会計資料を「公衆浴場経営状況調査」で改めて確認したうえで、消費税増税の影響に限定して審議し、消費税率引き上げに伴う税負担相当額を反映する改定はやむ得ないものとの結論に至った。

料金改定の時期は、消費税率引き上げに合わせて**10**月**1**日が望ましい。

大人**450**円（現行**440**円）、中人**150**円（現行据置）、小人**60**円（現行据置）、算定の根拠は別表のとおりである。

なお、府内の公衆浴場は、利用者数の伸びが見込めず、廃業する施設数が増加しており、今後も楽観を許さない状況にあることから今回の料金改定にあたり、次の意見を付記する。

大阪府域の公衆浴場は今なお、生活衛生上欠くことのできない施設であり、また、地域住民のふれあいの場としての高齢者の生きがいつくりや親子のふれあい等にも貢献するなど地域に密着した施設である。

今回の料金改定は消費税増税分を反映するものであるが、今後、経済情勢や利用者の動向、また経営者の高齢化など廃業理由を集積することで、浴場経営の諸状況を把握し、経営環境の改善に向けて検討する必要がある。

高尾会長 ありがとうございます。委員の皆様は今回の答申案をご検討ください。

ご検討いただいている間に、私の方から一言申し上げます。

今回の審議会は、料金改定について、あくまで消費税増税分の **10** 円値上げの妥当性をご審議いただくための、限定したものです。

一般公衆浴場が毎年 **50** 施設ほど減少しています。

自家風呂を持たない方にとっては、入浴する機会を提供する施設であり、また、地域のコミュニケーションの場でもあります。浴場の安定した経営の為に、今後も、経済情勢や利用者の動向など、浴場経営の様々な状況を踏まえたうえで、検討する必要があるのではないかと思います。

ただいまの答申案について、ご意見がありましたらお願いします。

細見委員 今回の審議会は前回とは違って、消費税増税分に絞り、極めて厳格に行っている。

しかし、経営者がいかに事業を拡大していくか、という視点の議論はできなかった。

この極めて限定的な **10** 円の値上げは、事業者にとってどう思われるか、忌憚のないご意見をお聞きしたい。

他の自治体と横並びで、大阪の公衆浴場事業に発展可能性はあるのか、ご意見をお聞きしたい。

宮前委員 今回は消費税の分だけを審議しています。

10 円というのは、消費税をお客様から預かって、我々が国に払うもので経営的には何も変わっていない。

年間 **40** から **50** 件が廃業し、現在 **370** 件余りしかありません。

これを何とか改善したい。

経営がしんどいのです、これを改善しない限り、銭湯の数は減っていく。

現状では、この減少を止めるのは難しいと思う。

仮に行政が、そういった地域に新しく銭湯を一軒建てるとなると、大変費用がかかる。

そのため、現状の銭湯の数をこれ以上減らさない方向に舵を切らない限り、銭湯経営が苦しいままという状況は続くと感じています。

松永委員 年間 **200** 万円の収入で生活して、経営を維持するには、補修などに全

部使われるわけで、人件費は出せないですね。

それで経営を続けていくのは無理な状況だと思います。

宮前委員がおっしゃるように、経営が続けられないというのは、行政に自治体としての責任があると思います。

自治体は公衆衛生を守る必要があるし、府民の健康管理、特に子供の成長発達に対して貢献する必要がある。

大きさに言うと命を守る自治体でなければならない。

その点でいうと、経営改善に向けては、行政からの補助がまずされるべきではないでしょうか。

経営者に頑張れと言っても、収入も無く、無理な状況で、この場で私たちが言えることなのであれば、強い言葉でお願いしたい。

やはり、法律でも決まっているとおり、公衆衛生の観点から銭湯が必要ということは分かっているし、地域のコミュニケーションの場にもなるし、防災にも貢献してもらえらるわけですから、なければならない施設だと思います。

新たに作るのは億単位の費用がかかるし、大阪市内なら土地確保も難しく、新しい建物を作るのは大変です。

今減らさないように、とおっしゃったのはそのとおりだと思います。

ぜひ、自治体としての補助をお願いしたいと思います。

川人委員

私は大阪市職員ですが、大阪市では公衆浴場衛生向上事業補助金ということで年間 **8000** 万円以上の補助をしています。

今年度からは、経営努力している事業者が、公衆浴場の活性化や住民等の交流のために何かイベントをする際の補助として **320** 万円の予算を計上させていただき、公衆浴場が頑張っている部分に対しては、大阪市として行政の立場から支援している。

これはあくまで健康局としての補助で、それ以外に福祉局、財政局など関係する局からも補助をしています。

アンケート調査をする中で、どうしても入浴者数が減ってくると後継者がおらず、やめていかれるという方があり、この辺りも考えていかなければならないと思っています。

松永委員

高齢者や子供向けのイベントへの補助をしておられるということですけれども、計算してみますと **370** 施設で **8000** 万円ですから、一つの施設当たり **200** 万円程度ですかね。

川人委員 大阪市の所管する施設は、本審議会資料とは別のため、施設数としては**370**施設でなく、大阪市内の浴場数は現在**250**施設ぐらいかと思えますので、1施設当たりの補助額で言いますともう少し多いです。

松永委員 これが高齢者への扶助や水道料金・固定資産税にすると、このうちのどれくらいになりますか。

川人委員 あくまで衛生向上のための設備等への補助として約**8000**万円ですから、固定資産税の減免などは別です。

宮前委員 大阪市内だけの浴場ですけれども、基幹設備のことや衛生向上の補助金、高齢者への補助金をいただいていることはありがたく思っています。

ただ大阪府下全域を見ますと、たいていの廃業理由は経営難です。

経営難、後継者がいない、老朽化、この3つが主です。

この3つは同じことを言っていて、後継者がいないといっても、実は後継者となれるご子息はいる。

結局は、経営難で継げないだけで、後継者はいるのです。

経営者の皆さんの所得を増やす方を考えないと、浴場は永遠に減り続けるだけ。

その中において、大阪市の施策はとても助かっています。

この施策で経営を続けようと考えている営業者は、かなりの数います。

ただし、これは大阪市内だけの話で、郊外は市町村の話になるので、現状そこには届いていないということで、全体的にはまだまだ苦しいです。

細見委員 この審議会は物価統制令に基づいてやってきた流れがありますけれども、今のお話を聞いていると、新しい公共財として浴場を位置づけていく必要がある。

仕事に対する付加価値を高めて、やりがいがあるという価値をつけていくためには、公共財としての考え方を高めていかないといけないと思います。

時代は変わってきたということです。

北出委員 物価統制令ですからね。

終戦直後の復興してきたその当時の物価の上昇率が**500%**ですから。
その時に物価統制令で抑えた。
同時に公衆浴場確保法という法律もある。
それは先ほど言われた通り、公共財なので自治体は残す努力もしなければならぬ。
そのことをお話しされていると思います。

松永委員 個々の負担では、なおさら施設を利用しようとするにはならない
ですよ。今の経済情勢で言うと、大阪は貧困世帯も増えていて、特に
若者の貧困世帯が増えているので、お子さんを育てる応援をしたい。

北出委員 生活保護レベルの所得だと、実際問題営業が続かず年金から支出して
いる人もいます。
周りのお客さんから続けてほしいと言われて。

高尾会長 ここは料金を審議する場になります。ただ、現在の経営難の状況、銭
湯が毎年減っている状況を何とか食い止めたい、ということで答申案に
意見を付記していただいたということです。10円値上げとともに、
この答申案につきまして、よろしいでしょうか。

松永委員 一つだけ最後によろしいでしょうか。
消費税増税やむなしという状況にあるが、消費税増税は赤ちゃんに対
しても高所得者に対しても同じようにかかる税金。
不公平税制だと指摘せざるを得ない。
自治体が府民を守るという立場でいうと、負担の重たい部分の人に対
して、もっと負担が重くなる。
ぜひやめてほしい。
また、消費税増税分の転嫁が困窮者に対してされるということは、反
対という声を上げたいと思います。

高尾会長 ありがとうございます。それでは、今回の料金改定につきましては、
大人**450円**（10円値上げ）、中人**150円**、小人**60円**（据置）とする内
容で答申することとします。答申書の準備をお願いします。
これで予定しておりました議題については、全て終了しました。あり
がとうございました。

事務局

ありがとうございました。答申書の準備が整いました。

それでは、「入浴料金の指定について」の入浴料金審議会高尾会長から大阪府知事への答申書を木村課長にお渡しいただけますでしょうか。

高尾会長

<答申書 読み上げ>

経営実態を把握するための「公衆浴場基礎調査」によると平成**26**年**4**月の料金改定以来、利用者人数は伸びない中、重油、ガスをはじめとする燃料費の上昇傾向がみられ、今後も営業費用の増嵩が予想される。加えて、本年**10**月からは消費税率が**10%**に引上げられることから、現行料金のままでは、公衆浴場経営の維持はさらに厳しくなるものと考えられる。

一方、公衆浴場経営者は、子ども料金を無料にした「親子ふれあいデイ」など、利用者の確保に向けた種々の取組みを進めているが、利用者数の増加にはつながっておらず、公衆浴場の廃業に歯止めがかかっていない。

これらの状況を踏まえ、本審議会としては、標準浴場の会計資料を「公衆浴場経営状況調査」で改めて確認したうえで、消費税増税の影響に限定して審議し、消費税率引き上げに伴う税負担相当額を反映する改定はやむ得ないものとの結論に至った。

料金改定の時期は、消費税率引き上げに合わせて**10**月**1**日が望ましい。

大人 **450** 円（現行 **440** 円）

中人 **150** 円（現行据置）

小人 **60** 円（現行据置）

算定の根拠は別表のとおりである。

なお、府内の公衆浴場は、利用者数の伸びが見込めず、廃業する施設数が増加しており、今後も楽観を許さない状況にあることから今回の料金改定にあたり、次の意見を付記する。

大阪府域の公衆浴場は今なお、生活衛生上欠くことのできない施設であり、また、地域住民のふれあいの場としての高齢者の生きがいつくりや親子のふれあい等にも貢献するなど地域に密着した施設である。今回の料金改定は消費税増税分を反映するものであるが、今後、経済情勢や

利用者の動向、また経営者の高齢化など廃業理由を集積することで、浴場経営の諸状況を把握し、経営環境の改善に向けて検討する必要がある。

事務局 最後になりましたが、木村課長からお礼として一言ご挨拶申し上げます。

木村課長 高尾会長はじめ、各委員の先生方、長時間にわたりご審議賜りありがとうございました。

浴場経営の厳しい中、一般公衆浴場の廃業が続いておりますが、一般公衆浴場は府民の生活衛生に欠くことができない施設であると認識しております。

府としましては、頂きました答申に基づき、入浴料金改定を進めていくとともに、今後、引き続き浴場経営を取り巻く諸状況の把握に努めてまいります。

事務局 以上をもちまして閉会とさせていただきます。各委員の皆様、ありがとうございました。